

親と子どもの居場所づくり事業

1 事業の概要

(1) 背景

ア 経済的貧困（見える貧困）

基本的には、世帯収入により判断することができる見える貧困

- ・ 要保護世帯：生活保護受給世帯
- ・ 準要保護世帯：要保護に準ずる程度に困窮している世帯

○対策（出典：子どもの貧困対策の推進に関する法律）

- ・ 教育の支援（奨学金等貸付事業，就学援助事業，生活困窮世帯等への学習支援事業など）
- ・ 生活の支援（子どもの家等保護者負担金助成事業，ひとり親家庭支援手当など）
- ・ 保護者に対する就労の支援（生活保護受給者等就労自立促進事業，ひとり親家庭自立支援給付費補助金など）
- ・ 経済的支援（生活保護制度，母子父子寡婦福祉資金貸付事業など）

イ 関係性の貧困（見えない貧困）

世帯収入の状況は関係なく，誰もが享受すべき物や教育，経験，人とのつながりなどに恵まれていない状態であり，直接見えるものではない。

- ・ 物（季節や身体に合った服を着させてもらえない など）
- ・ 教育（親が勉強を見てくれない など）
- ・ 経験（季節行事の経験がない，やりたいことをやらせてもらえないなど）
- ・ 人とのつながり（相談相手がいない，子供会活動に参加させてもらえない など）

○対策

平成30年度に実施した実態調査の結果(別添参考資料3(リーフレット))から，将来の経済的な貧困を防ぐため，現在の子どもの「関係性の貧困」を解消するために必要な支援(※)を導き，令和2年度より「親と子どもの居場所づくり事業(別紙3)」を推進している。

※ 子どもへの支援(生活・学習の習慣付け，体験・経験機会の提供)，親への支援(精神的・身体的負担の軽減)，地域全体で見守る支援

2 親と子どもの居場所のモデル事業検証

(1) 検証方法

保護者や子どもへの支援内容の効果については、事業者による記録や学校、保護者へのヒアリングやアンケートなどにより把握するとともに、施設概要や運営体制などの実施手法の適否については、運営事業者との月次ミーティングでのヒアリングなどにより把握し総合的に検証した。

評価期間：令和2年9月1日～令和3年6月30日（3月末までの利用登録者で評価）

(2) 結果

I 支援内容

・ 子どもへの支援（生活・学習の習慣づけ、体験・経験機会の提供）

子どもへの支援について、生活・学習習慣の改善効果が見られているとともに、親子の会話が増えるなど関係性の貧困の解消に寄与していることが確認されており、現在の支援内容が効果的であることが確認できた。

・ 親への支援（悩みなどへの相談対応、支援情報の提供）

親への支援について、両居場所ともに親同士が情報交換や談笑する様子が見られているとともに支援コーディネーターが相談に応じるなど、親へのアンケートの結果からも現在の支援内容がニーズに合致していることが確認できた。

・ 地域全体で見守る支援（支援が必要な家庭の把握）

支援が必要な子どもや家庭の把握について、学校や地域等と連携するとともに、市ホームページで広報した結果、これまで支援につながっていない家庭が新たに「親と子どもの居場所」につながったことにより、親への相談対応や子どもへの体験機会の提供など必要な支援を提供することができた。

一方で、学校の教職員が感じる真に支援が必要な家庭に周知が行き届いていない場合がある。

⇒ 親と子どもの居場所が、学校や地域が主体的に実施する居場所（青少年の居場所や子ども食堂等）との連携をより強化し、様々な機会を通じて子どもや子育て家庭に周知していく必要がある。

・ 専門機関へのつなぎ

必要な専門機関への「つなぎ」について、ほとんどの利用者が専門機関へつながっており、つなぎは1件となった（スクールソーシャルワーカー）。

⇒ 引き続き、つなぎの事例を蓄積するとともに、困難な事例では専門機関へつなぐ体制を整えられるよう、既存の団体（要保護児童対策地域協議会や子ども・若者支援地域協議会等）との連携を図っていく必要がある。

II 施設概要

- ・ 開設日数や時間、利用定員などほぼすべての検証項目で当初想定した通りの結果となり、利用者への支援に適した仕様であることが確認できた。
 - ・ 借上民家が事業に適していることが確認できたが、安価で利便性の高い立地の物件は見つかりにくく、常に借用できるものではない
- ⇒ 地区市民センターや公民館など既存の施設等での事業実施の可能性について検討する必要がある。

III 運営体制

- ・ モデル事業の受託事業者は、児童福祉関連の事業の実績を有しており、安定的に運営することができた。
 - ・ 支援コーディネーターの業務としては居場所の運営、学習サポーターの統括、支援計画・記録の作成、親への相談対応などがあり、業務量が非常に多い。
 - ・ 事業開始当初、各運営団体は学習サポーターとして大学生を充てる予定をしていたが必要数の確保が難しかった。
 - ・ 子ども未来課及び両事業者による月例ミーティングにおいて運営手法等を情報共有することにより、子ども未来課及び事業者の人材育成が図られた。
- ⇒ 事業を円滑かつ効果的・効率的に推進するため、人材を安定的に確保する仕組みや行政及び運営団体間の連携による人材育成を継続していく必要がある。

(3) まとめ

「親と子どもの居場所づくり事業」については、子どもや子育て家庭にとって身近な地域において、これまで支援につながっていない家庭を把握するとともに、子どもの生活・学習習慣の改善や親の子育て負担の軽減など、個々の状況に応じた包括的な支援を提供することにより、関係性の貧困の解消に向けた有効な事業であることが確認された。

⇒ 検証の結果、明らかとなった課題への対応や令和4年度以降の事業の方向性について、引き続き検討していく。

3 今後のスケジュール

令和3年9月から 検証結果のとりまとめ

令和4年3月まで モデル事業実施

3月 令和4年度以降の事業の方向性などを決定